

兵庫県公報

平成19年7月2日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則		ページ
○職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則	1
公安委員会規則		
○兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	4

公布された法令のあらまし

- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則（人事委員会規則第7号）
職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定に伴い、人事委員会規則で定めることとされたことについて定めることとした。
- 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）
犯罪による収益の移転防止に関する法律の制定及び兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部改正に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則をここに公布する。
平成19年7月2日

兵庫県人事委員会
委員長 下野昌宏

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年兵庫県条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の大学院派遣研修費用の償還に関して必要な事項を定めるものとする。

(大学院派遣研修)

第2条 条例第2条第2項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なものであること。
- (2) 県が必要な費用を支出するものであること。
- (3) 条例第2条第2項の職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

(大学院派遣研修費用)

第3条 条例第2条第3項の人事委員会規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）（他の条例その他の規程において準用し、又は例による場合を含む。）による旅費
- (2) 条例第2条第2項に規定する大学院派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第68条の2第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に

対して支払う費用

(3) 大学院派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第4条 条例第2条第4項の人事委員会規則で定める法人は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年兵庫県条例第45号)第9条に規定する特定法人及びその他別に定める法人とする。

(大学院派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項)

第5条 任命権者は、大学院派遣研修の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該大学院派遣研修が条例第2条第2項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 任命権者は、職員に大学院派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該大学院派遣研修の期間を明示しなければならない。大学院派遣研修を命じた後に当該大学院派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。

(大学院派遣研修費用を償還しなければならない者に対する通知)

第6条 任命権者は、条例第3条第1項に該当する者に対し、速やかに、大学院派遣研修の名称及び期間、大学院派遣研修のために県が支出した大学院派遣研修費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(償還額の通減率)

第7条 条例第3条第1項第2号の人事委員会規則で定める率は、60月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次の各号に定めるところによる。

(1) 月により期間を計算する場合は、民法(明治29年法律第89号)第143条に定めるところによる。

(2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、30日をもって1月とする。

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第8条 条例第3条第3項第1号の人事委員会規則で定める休職の期間は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間とする。

2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年兵庫県条例第6号)第3条第1項に規定する派遣職員(第11条第1号において「外国派遣職員」という。)の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員(第11条第1号において「団体派遣職員」という。)の派遣先団体(同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。第11条第1号において同じ。)の業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。第11条第1号において同じ。)を公務とみなす。

(職員としての在職期間に含まれない休職の期間)

第9条 条例第3条第3項第5号の人事委員会規則で定める期間は、職員が、大学、大学の大学院、研究所等において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事することを自主的に計画して申し出たことに基づき、当該職員が職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和35年兵庫県条例第52号)第2条第1号の規定により休職にされた場合における当該休職の期間とする。

(償還義務を課さない特別職地方公務員等となるための離職)

第10条 条例第4条第5号の人事委員会規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等となるため離職した場合とする。

(償還義務を課さないその他の離職)

第11条 条例第4条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 外国派遣職員又は団体派遣職員が、外国派遣職員の派遣先の機関の業務又は団体派遣職員の派遣先団体の業務を公務とみなした場合に条例第4条第1号に該当する場合

(2) 職制又は定数の改廃により廃職又は過員を生ずることにより退職した場合であって、任命権者が知事の

承認を受けて定める要件に該当して退職した場合

- (3) 予算実行上の要請により退職した場合であって、任命権者が知事の承認を受けて定める要件に該当して退職した場合
- (4) 公務上の傷病により退職した場合
- (5) 司法試験に合格した職員が、任命権者が定めるところにより、将来における職員としての採用を希望する旨の申出をして、司法修習のために退職した場合
- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を取得した職員が、任命権者が定めるところにより、将来における職員としての採用を希望する旨の申出をして、当該育児休業に係る子の養育のために退職した場合
- (7) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第18条第1項の規定による介護休暇を取得した職員が、任命権者が定めるところにより、将来における職員としての採用を希望する旨の申出をして、当該介護休暇に係る者の介護のために退職した場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として別に定める場合

（在職期間に含まれない特別職地方公務員等としての期間）

第12条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）

ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）（他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）の適用を受ける者にあつては同法第1条の2に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあつては同法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

イ 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和35年条例第52号）第2条各号に規定する事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

ウ 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間

- (2) 国家公務員法第82条若しくは地方公務員法第29条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間（法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。）

- (3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間

- (4) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定による育児休業をした期間

（償還義務を課さない特別職地方公務員等の離職）

第13条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条の各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合

ア 国家公務員法第78条第2号又は地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合

イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合

- (2) 国家公務員法第78条第4号又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当して免職された場

合

(3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合

(4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合

(5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として別に定める場合

（償還義務を課さない離職をした者に償還義務を課す場合）

第14条 条例第5条第3項の人事委員会規則で定める要件は、第11条第5号から第7号までに掲げる場合に該当して退職した者が、当該各号の申出を取り下げる旨の申出をした場合又は任命権者が指定する期限までに職員として採用されなかった場合とする。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、職員の大学院派遣研修費用の償還に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月2日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第12号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第22条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成19年兵庫県条例第41号）の施行の日から施行する。